

〔別紙1〕

鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、県への着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要ですので下記提出先にご連絡ください。

その後、変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：すべての助成対象者に対する支払いが完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先に郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出(完了等から20日以内又は4月5日のいずれか早い方)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

支払い方法・支払時期等は下記問い合わせ先にご相談ください。

資料提出・問い合わせ先

所 属	住 所	電 話
東部農林事務所農業振興課	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3557
東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城2	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	〒683-0054 米子市糺町1丁目160	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター 日野振興局農林業振興課農業振興室	〒684-4503 日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2006